

平成31年4月1日から適用

これから、療育手帳の再判定を申請される方へ

岐阜県知的障害者更生相談所からのご案内



判定機関が「知的障害者更生相談所」となっている療育手帳を持つ方は、次の判定年月に記載があっても、一定の要件を満たせば、心理検査等を受ける(判定場所まで行く)ことなく、現在の「障害の程度」のまま「再判定不要」となる場合があります。

○対象者

平成31年3月31日以前に知的障害者更生相談所(=18歳以上)において判定を受けた方で、次の

いずれかの要件を満たし、必要な書類を提出いただいた方

○要件

ア 最後に受けた判定結果(障害の程度)が「A1」又は「A2」の方

イ 検査年月日での年齢が「30歳以上」の方

ウ ア以外で、知的障害者更生相談所で判定を2回受けた方

○手続き(必要な持ち物は裏面に記載)

1 **療育手帳申請書**の必要事項を記入

※本人欄は、すべて記入。職業欄は特に記入忘れが多いので、必ずご記入ください。

※住所・電話番号欄に、確実に連絡がとれる連絡先を記入。今の状況をお尋ねすることがあります。

2 **申出様式「療育手帳次期判定年月の書換えについて」**の必要事項を記入

3 申請書と申出様式をあわせて、市町村窓口へ提出

※申出様式を提出いただいても、知能指数が高い方など、再判定不要とならない場合がありますの

で、ご承知おき願います。なお、その場合は、当所から改めて連絡いたします。

裏面へ続きます⇒

へいせい ねん がつ にち てきよう
平成31年4月1日から適用

も もの しちようそんまどぐち も
○持ち物(市町村窓口^もに持っていくもの)

りよういくてちよう
・療育手帳

いんかん
・印鑑

しゃしん たて よこ
・写真(縦4cm×横3cm) ※写真専用の紙に印刷されたもので、1年以内に撮ったもの
しゃしんせんよう かみ いんさつ ねんい ない と

も かた しんたいしやうがいしやてちよう
・(持っている方のみ)身体障害者手帳

と あ さき ぎふけん ちてきしやうがいしやこうせいそうだんしよ
【お問い合わせ先】 岐阜県知的障害者更生相談所

ぎふ しさぎやまむかい
〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18

でんわばんごう
電話番号/058-231-9723